

# 役員報酬に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阜仁会の理事及び監事並びに評議員等の報酬について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## (報酬)

第3条 役員の報酬は、役員の理事会及び評議員会の出席並びに臨時の招集をしたときは、次により報酬を支払うこととする。

なお、実費弁償費に関しては支払わないものとする。

|          | 報 酬 (1回) | 費 用 弁 償 |
|----------|----------|---------|
| 理事会出席報酬等 | 5,000円   | 支払わない   |

2 評議員が評議員会に出席及び臨時の招集をしたときは、次により報酬を支払うこととする。

なお、実費弁償費に関しては支払わないものとする。

|           | 報 酬 (1回) | 費 用 弁 償 |
|-----------|----------|---------|
| 評議員会出席報酬等 | 5,000円   | 支払わない   |

## (兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日より適用する。